

在留資格認定証明書所持者の 査証（ビザ）申請について

日本に長期滞在する方や就労を伴う活動をする方など短期滞在査証（ビザ）以外の目的で日本に渡航する場合は、事前に日本の[出入国在留管理局](#)において[在留資格認定証明書](#)を取得してください。

1 査証（ビザ）申請ができる方

香港又はマカオに居住している方が申請できます。

- (注1) 一時的滞在者（訪問者）は申請することができません。申請に当たっては、香港又はマカオにおいて合法的居住者であることを示す滞在許可及び香港又はマカオIDカードをご提示いただきます。
- (注2) 原則、申請人本人が日本査証申請センター【電話番号: (+852) 3167-7033】にお越し下さい。
(受付は予約優先となりますが、[在留資格認定証明書](#)の交付を受けて査証申請する方は、午前8時30分から午後1時30分まで、事前予約なしで申請できます。) 申請人の同居する家族（未成年者を除く）が代理で申請する場合は、婚姻証明書や出生証明書（原本及び写し）により、その関係を証明できることが必要です。代理申請の場合でも、申請書には申請人本人が署名してください（未就学の幼児は親権者のサインで可）。

2 必要書類

「在留資格認定証明書所持者の査証（ビザ）申請のための提出基本書類一覧表」を参照してください。

- (注1) 書類が揃っていない場合は、受理できない場合があります。
- (注2) 審査は、基本的に提出された書類により行われますが、必要に応じ追加の書類をお願いする場合があります。なお、追加書類の提出をお願いする場合を除き、申請後に、申請者の判断で書類を追加で提出することは原則として認められません。
- (注3) 審査期間中は、原則として、パスポートをお預かりします。
- (注4) 申請の際に提出された書類は、パスポートを除き返却できません。

3 査証（ビザ）発給

申請内容に問題がない場合、審査期間は最低一週間です（土、日曜日、休館日を除く）。




なお、必要書類を提出したから必ず査証（ビザ）が発給されるというものではありません。

- (注1) 書類が揃っていない場合や追加の書類をお願いした場合、当館から外務省（東京）に照会して審査する場合は、審査結果が出るまでに時間を要することがあります。
- (注2) 旅券の返却は、日本査証申請センターが定めた方式となります。
- (注3) 手数料を香港ドル（現金）でお支払いいただきます。手数料の額は、パスポート・査証（ビザ）の種類によって異なりますので、申請の際にお確かめください。
- (注4) 査証（ビザ）発給拒否の理由については、お問い合わせがあっても回答できません。

在留資格認定証明書所持者の査証（ビザ）申請のための提出基本書類一覧表

就労・長期滞在	
渡航目的	日本国内において報酬を得て仕事をするときや、日本国内に90日以上滞在するときなど短期滞在の要件に該当しない場合
提出書類	申請人が準備する書類
	① 査証申請書（書式あり） ② カラー写真1枚 （ただし、ロシア・C I S諸国・ジョージア国籍の方について、カラー写真2枚） ③ パスポート（原本及び写し） ④ 香港又はマカオIDカード（原本及び写し） ⑤ 有効な香港又はマカオの滞在許可（原本及び写し）
	日本側が準備する書類
	① 在留資格認定証明書（原本及び写し、又は写し2枚）

申請人が準備する書類の注意事項

- 1 査証申請書（英語（PDF）、中国語（簡体字）（PDF）、中国語（繁体字）（PDF）**

（注1） 記載事項欄は全て記入し、該当する事項がない場合は「なし」と記入してください。

（注2） 申請人が学生である場合（幼稚園を含む）は、職業欄に学校の名称、住所、電話番号を記入してください。

（注3） 身元保証人欄及び招へい人欄について、日本側（本社、支社、取引先、学校等）の会社や学校等の名称、住所、電話番号等、又は日本にいる親族の氏名、住所、電話番号等を記入してください。

（注4） 申請人署名欄は、申請人本人の署名が必要です（パスポートの署名と同一のもの。未就学の幼児は親権者のサインで可）。
- 2 カラー写真1枚**

（注1） 6か月以内に撮影したカラー写真（45 mm×35 mm、正面、無帽、無背景）を提出してください。

（注2） ロシア・C I S諸国・ジョージア国籍の方について、カラー写真2枚を提出してください。
- 3 パスポート（原本及び写し）**

（注1） 身分事項ページ、署名のあるページ、有効な香港又はマカオの滞在許可及び日本の査証（ビザ）、出入国スタンプのあるページの写しを提出してください。

（注2） パスポートの署名欄には、申請人本人の署名が必要です（未就学の幼児を除く）。
- 4 有効な香港又はマカオの滞在許可（原本及び写し）**

（注1） 旧パスポートに貼付されている場合は、旧パスポートの身分事項ページ、有効な香港又はマカオの滞在許可のあるページの原本及び写しを提出してください。

（注2） 「往來港澳通行證」（以下「通行証」という）及び有効な香港又はマカオの滞在許可（紙）を所持している場合は、通行証（表裏）及び有効な香港又はマカオの滞在許可の原本及び写しを提出してください。

なお、逗留許可（D）を所持している場合は、有効な香港又はマカオの滞在許可の原本及び写しを提出してください。